

令和 6 年度農業農村整備事業等補助事業の
再評価について

令和 6 年 1 1 月 2 8 日

令和6年度農業農村整備事業等補助事業の再評価について

・評価実施の根拠

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）第6条第1項に基づき策定された「農林水産省政策評価基本計画」。

・再評価の目的

事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針を決定するため、再評価を実施。

・再評価の対象

- ①事業採択後5年経過時点で未着手の地区・・・該当なし
- ② 〃 10年目で継続中の地区・・・4地区
- ③ 〃 10年を超えて、直近評価年から5年目の地区・・・3地区
- ④上記のほか、評価の実施が必要と認められた場合・・・該当なし

※「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」の規定による。

・令和6年度 再評価対象地区一覧

No	事業名	地区名	事業実施 主体	事業 採年度	再評価 の対象
1	農業競争力強化農地整備事業	女川地区	新潟県	H26	②
2	農業競争力強化農地整備事業	国府川左岸地区	新潟県	H14	③
3	水利施設等保全高度化事業	阿賀野川右岸 (1期)地区	新潟県	H21	③
4	水利施設等保全高度化事業	阿賀野川右岸第 3地区	新潟県	H26	②
5	水利施設等保全高度化事業	亀田郷地区	新潟県	H26	②
6	水利施設等保全高度化事業	大河津地区	新潟県	H26	②
7	農村地域防災減災事業	安野川地区	新潟県	H10	③

・地区別資料（案）の作成

事業実施主体からの情報等を基に、「農業農村整備事業等再評価地区別資料」（案）（以下「地区別資料」（案）という。）を作成する。

・技術検討会委員の意見の聴取

評価実施に当たっては、多彩な意見の反映、客観性の確保という観点から、地区別資料（案）について第三者からなる技術検討会委員の意見を聴取し、特記すべき事項について取りまとめを実施。

・再評価結果の報告及び公表

農政局は、地区別資料、再評価結果書、事業の効用に関する資料及び概要図等を評価年度の2月末日までに本省に報告し、省内審査を経て3月末日（次年度の予算成立後）までに農林水産省ホームページにて公表。

令和6年度 補助事業評価(再評価)対象地区 位置図

